

広島県告示第二百十六号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条の五第一項の規定によつて、平成二十年二月二十二日次のとおり地方卸売市場に転換することを許可した。

平成二十年三月十日

広島県知事 藤田雄山

許可番号	の開設者	転換する中央卸売市場	取扱品目	年月日	
三七号	呉市	名転換前称の	名転換後称の	所在地	転換する
	呉市中央卸売市場	呉市地方卸売市場	呉市光町一	五番一号	所在地
					水産物青果物及び
					四月一日 平成二〇年